18-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定医制度規則

（2019 年 6 月 5 日改正）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的な知識と診療技術を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 2 条　前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」と いう）は、定款第 3 条第 3 号に基づき、本会認定医（以下「認定医」という）制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 新規認定

（認定資格）

第 3 条　認定医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）本会認定制度委員会（(以下「委員会」という）が実施する審査に合格した者

2）本会理事会で資格認定が承認された者

（申請資格）

第 4 条　認定医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）日本国歯科医師の免許を有する者

2）認定医申請時において、継続して 3 年以上本会正会員である者

3）高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者

2 前項 2）3）の規定にかかわらず委員会が適正と認めた者

（認定研修）

第 5 条　前条第 1 項 3）に定める認定研修は、本会認定医として、高齢者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために必要な基本的な知識と診療技術を修得することを目的とする。

第 6 条　認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお各号の細目は別に定める。

1）本会研修機関において指導医のもとで、高齢者に必要とされる歯科医療への 3 年以上の従事、又はこれと同等以上と認められる経歴

2）学術大会等及び研修への出席

3）所定の診療実績及び診療報告

第 7 条　前条第 1 項 1）における”これと同等以上と認められる経歴”とは、一つに認定医申請時において、本会正会員歴が継続して 5 年以上あり、第 5 条による認定研修相当の経歴を委員会が認めた者とする。

（申請・審査・認定及び登録）
第 8 条　認定医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 9 条　認定医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は口頭試問及び記述試験を行うものとする。
2　申請書類を委員会が審査し、評価する。
3　別に定める口頭試問及び記述試験の結果を委員会が審査し、評価する。
4　認定医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
5　委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 10 条　認定医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、認定医登録申請書（様式 6）を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、認定医名簿に掲載する。
2　本会は認定医名簿を公表する。

第 3 章　更新認定

（申請）
第 11 条　認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。

第 12 条　認定証交付日より更新申請時までに別に定める研修単位のすべてを満たさなければならない。

第 13 条　資格の更新認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

（審査・認定）
第 14 条　認定医の更新審査は申請書類により行う。
2　認定医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
3　委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

（登録）
第 15 条　更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

（更新認定の保留）
第 16 条　認定資格の更新申請予定者が、特定事由により更新が困難な場合は、認定期限の半年前までに更新延長申請を行うものとする。

2　更新延長申請を希望する者は理由書（様式 10）と特定事由を証明する資料を委員会へ提出しなければならない。
3　更新延長は委員会の審査を経て、理事会承認を必要とする。
4　延長は原則1年とし､前項の手順により1年単位での延長期間を延ばすことができる。
5　延長期間中は認定証の発行及び認定医資格の公表はしない。
6　更新基準を満たした際は速やかに更新申請を行うものとする。
7　特定事由は下記とする。
1）海外への留学
2）海外での勤務
3）妊娠・出産・育児
4）病気療養
5）介護
6）災害被災
7）委員会が特定事由と認めたもの
8　前項の特定事由以外の申し出については、別に定める。

第 4 章　資格の喪失

第 17 条　認定医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。
1）本人が資格の辞退を申し出たとき
2）日本国歯科医師の免許を喪失したとき
3）本会正会員または名誉会員の資格を喪失したとき
4）第 3 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
5）委員会が認定医として不適当と認めたとき
2　委員会は、本条第 1 項第 5）に基づく資格喪失については、当該認定医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 18 条　前条により認定を取り消された者は､速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
2　本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。
3　前条により､資格を喪失した者であっても､喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することができる。

第 5 章　補　則

第 19 条　委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 20 条　第 2 章及び第 3 章に定める審査料ならびに登録料については、別に定める。

第 21 条　認定医の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 22 条　認定医の登録内容に変更が生じた者は､速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 23 条　提出された申請書類の内容は認定審査のためにのみ使用するものとする。

第 24 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、2007 年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則は、2007 年 6 月 21 日から施行する。
3 この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
4 この規則は、2010 年 6 月 26 日から施行する。
5 この規則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。
6 この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
7 この規則は、2013 年 6 月 3 日から施行する。
8 この規則は、2014年12月11日から施行する。
9 この規則は、2016年6月17日から施行する。
10 この規則は、2016年12月8日から施行する。
11 この規則は、2018 年 6 月 21 日から施行する。
12 この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

18-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定医制度規則施行細則

（2021 年 7 月 16 日改正）

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条　この細則に定めるものの他、認定医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章　認定研修

第 3 条　規則第 6 条第 1 項 2）の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

1）本会学術大会に 1 回以上出席しなければならない。

2）本会学術大会時指定研修を 3 回以上受講しなければならない。

第 4 条 規則第 6 条第 1 項 3）の細目は、次の項目のいずれか 2 つ以上に係る臨床経験等の担当症例 3 症例以上（すべて高齢者の特性に配慮した症例及び事例、調査）を報告する。

1）自立支援に繋がる歯科治療経験

2）摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション

3）歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）

4）全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）

5）通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2　前項に定める臨床経験等の報告書については本会指導医（以下「指導医」という）の証明を必要とする。なお、規則第 4 条第 2 項または第 7 条による申請者で認定制度委員会（以下「委員会」という）が指定する指導医の証明を希望する者は、認定申請 3 ヶ月前までに報告書を委員会に提出しなければならない。

第 3 章 新規認定

（申請書類）

第 5 条　認定医資格の新規認定を申請する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）認定医申請書（様式 1）

2）履歴書（様式 2）

3）日本国歯科医師免許証（写）

4）研修証明書（様式 3）

5）学術大会、研修会等出席記録（必要な場合は様式 4-1、4-2 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）

6）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等（症例及び事例、調査）の報告書（様式 5-1、5-2）

7）その他、委員会が審査に必要とする書類

（審査）
第 6 条　申請書類の内容が認められた者は、規則第 9 条に定める認定試験を受験することができる。

第 7 条　認定試験は、認定医審査ポスターにおけるプレゼンテーションの内容を含む口頭試問及び記述試験を実施する。
2　認定医審査ポスターのプレゼンテーション症例は、本細則第 4 条による担当症例のうち 1 症例とする。
3　認定医審査ポスタープレゼンテーションは、原則、本会学術大会時に実施する。
4　委員会は、認定試験の審査員を若干名置くことができる。
5　審査員は、指導医の中から委員会委員長が指名する。

第 4 章　更新認定

（更新認定 研修単位）
第 8 条　規則第 12 条に基づく認定医の資格更新に必要な研修単位（別表 1）は 44 単位とする。
2 前項単位の必須要件として、本会主催及び共催研修に該当する研修（別表 1 の 1）を 30 単位以上とし、本会学術大会への参加を 1 回以上含むこと。
3 認定期限の 1 年前より更新申請を受付ける。

（終身認定）
第 9 条　認定医であって更新申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格を申請することができる。（様式 12）
2　終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
3　終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
4　終身資格者の認定情報は、公表しない。

（更新申請書類）
第 10 条　認定医の資格を更新する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。
1）認定医更新申請書（様式 7）
2）学術大会、研修会出席記録（必要な場合は様式 8-1、8-2 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
3）必要な場合は業績目録（様式 9 および業績となる論文あるいは抄録等の写しを添付のこと）

第 5 章　申請料

第 11 条　審査料ならびに登録料は次の通りとする。
1）申請審査料　　10,000 円
2）登録料　　30,000 円
3）更新審査料　　30,000 円

第 6 条　補則

第 12 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

1 この規則は、2007 年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則は、2007 年 1 月 27 日から施行する。
3 この規則は、2009 年 6 月 17 日から施行する。
4 この規則は、2010 年 1 月 30 日から施行する。
5 この規則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
6 この規則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。
7 この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
8 この規則は、2013 年 6 月 3 日から施行する。
9 この規則は、2014年6月12日から施行する。
10 この規則は、2014年10月2日から施行する。
11 この規則は、2014年12月11日から施行する。
12 この規則は、2016年6月17日から施行する。
13 この規則は、2017年8月8日から施行する。
14 この規則は、2018 年 9 月 12 日から施行する。
15 この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。
16 この規則は、2021 年 7 月 16 日から施行する。